

2024 年 12 月 10 日

法定後見制度に関する見直しのあり方について
(第 10 回会議においてした発言の要旨)

部会委員 佐久間 毅

第 10 回会議（2024 年 11 月 12 日開催）において、法定後見制度に関する見直しのあり方について発言した。山野目部会長のご指示により、その発言の要旨をまとめる。

1. 2 類型化

見直し後の法定後見制度は、事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）を対象とする制度と事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする制度からなるものとする。

2. 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）を対象とする制度の概要

(1) 開始の審判

家庭裁判所の審判（「開始の審判」という。）によって開始するものとする。

開始の審判は、請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること、本人以外の者の請求の場合には本人の同意があることを要件とし、事理弁識能力が不十分な者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）についてするものとする（必要性等の他の要件は別途検討。）。

また、代理権付与の審判（本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判〔現民法 876 条の 4 参照〕）又は保護者の同意を要する旨の審判（本人が特定の行為をするには保護者の同意を得なければならない旨の審判〔現民法 17 条 1 項参照〕）とともにするものとする（現民法 15 条 3 項参照）。

(2) 本人の行為能力の制限

保護者の同意を要する旨の審判がされた場合において、本人がその同意を要する行為を保護者の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにしたときは、一定の者（本人、その代理人及び承継人並びに取消権を付与された保護者）がその行為を取り消すことができるものとする（現民法 17 条 4 項参照）。

(3) 特別の審判

1) 種類

代理権付与の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び取消権付与の審判（行為能力の制限に違反する本人の行為を保護者が取り消すことができるものとする審判）を設けるものとする。

2) 要件

1) の審判は、いずれも、請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること、本人以外の請求の場合には本人の同意があることを要件とするものとする（必要性等のそれ以外の要件については別途検討。）。

3) 対象となる行為

代理権付与の審判及び保護者の同意を要する旨の審判は、本人の財産上の特定の行為についてすることができる（本人の財産上の行為一切とすることはできない）ものとする。

保護者の同意を要する旨の審判は、日用品の購入その他日常生活に関する行為についてすることができないものとする。

取消権付与の審判は、保護者の同意を要する行為の全部又は一部についてすることができるものとする。

(4) 関連する現行規定の適用

制限行為能力者一般に関する現行規定（民法 20 条、21 条、102 条、121 条の 2 第 3 項、124 条 2 項等）は、保護者の同意を要する旨の審判がされたときに引き続き適用されるものとする。被保佐人に関するその他の規定（民法第 1 編第 2 章第 3 節中の規定、第 4 編第 5 章及び第 6 章中の規定のほか、民事訴訟法 32 条、会社法 331 条の 2 第 2 項～第 4 項、信託法 56 条 1 項 2 号、60 条、一般法人法 65 条の 2 第 2 項～第 4 項等）は適用されないものとする（ただし、その当否について引き続き検討する必要がある。）。

3. 事理弁識能力を欠く常況にある者を対象とする制度の概要

(1) 開始の審判

家庭裁判所の審判（「開始の審判」という。）によって開始するものとする。

開始の審判は、請求権者（範囲は別途検討。）の請求があることを要件とし（本人以外の者の請求の場合に、本人の同意は不要とする。）、事理弁識能力を欠く常況にある者についてするものとする（必要性等の他の要件については別途検討。）。

(2) 開始の審判の効果

本人がした一定の行為は、本人、その代理人（保護者を含む。）及び承継人が取り消すことができるものとする。ここにいう一定の行為は、現民法 13 条 1 項各号に定められた行為（日用品の購入その他日常生活に関するものを除く。また、さらに限定することにつき別途検討。）及び家庭裁判所が別に定めた行為（後出）とする。

保護者は、本人の行為能力が制限される法律行為、保存行為及び本人に対する意思表示の受領につき本人を代理することができるものとする。

(3) 特別の審判

1) 種類

代理権追加の審判、取り消すことができる行為の追加の審判を設けるものとする。

2) 要件

1) の審判は、いずれも、請求権者（範囲は別途検討。）の請求があることを要件とし、本人の同意があることを要件としないものとする（必要性等のそれ以外の要件については別途検討。）。

3) 対象となる行為

代理権追加の審判は、本人の財産上の法律行為（開始の審判の効果として保護者が代理権を有することとなるものを除く。なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含む。）を対象とする（保護者が本人の財産上の法律行為一切につき代理権を有することを認める）ものとする。

取り消すことができる行為の追加の審判は、本人の財産上の行為（開始の審判により取り消すことができることとなる行為及び日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）を対象とする（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く本人の財産上の行為一切につき、本人がしたときは取消可能となることを認める）ものとする。

(4) 関連する現行規定の適用

制限行為能力者一般に関する現行規定のほか、成年被後見人に関するその他の規定（民法第1編第2章第3節中の規定、第4編第5章及び第6章中の規定のほか、民法98条の2、111条1項、158条、653条、679条、738条、780条、794条、806条、917条、973条、民事訴訟法32条、35条、196条、会社法331条の2第1項・第4項、第607条、信託法56条1項2号、60条、一般法人法65条の2第1項・第4項等）は、引き続き適用されるものとする。

以上

対象者	事理弁識能力が不十分な者（右欄の者を除く。）	事理弁識能力が欠ける常況にある者
開始の審判の要件	・請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること。 ・本人以外の者の請求の場合：本人の同意があること。 ・本人の事理弁識能力が不十分であること（本人が事理弁識能力を欠く常況にある場合を除く。）。（+α〔必要性等〕） ・代理権付与の審判（後出）又は保護者の同意を要する旨の審判（後出）とともにすること。	・請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること。 ・本人が事理弁識能力を欠く常況にあること。（+α〔必要性等〕）
本人の行為能力の制限	保護者の同意を要する行為を本人がその同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにしたときは、その行為は取り消すことができる。	現民法 13 条 1 項各号の行為（日用品の購入その他日常生活に関するものを除く。更なる限定を別途検討。）又は裁判所が定めた行為（後出）を本人がしたときは、その行為は取り消すことができる。
開始の審判の効果	（制度の開始以外に）なし	・本人の行為能力の上記制限。保護者への取消権の付与。 ・本人が行為能力を制限される行為、保存行為及び本人に対する意思表示の受領につき、保護者への代理権の付与。
特別の審判	・代理権付与の審判（保護者に代理権を与える旨の審判） ・保護者の同意を要する旨の審判 ・取消権付与の審判（保護者に取消権を与える旨の審判）	・代理権追加の審判 ・取り消すことができる行為の追加の審判
特別の審判の要件	・請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること。 ・本人以外の者の請求の場合：本人の同意があること。（+α）	請求権者（範囲は別途検討。）の請求があること（本人の同意は不要。）。（+α）
特別の審判の対象となる行為	【代理権付与の審判及び保護者の同意を要する旨の審判】 本人の財産上の特定の行為（保護者の同意を要する旨の審判の場合、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）。 【取消権付与の審判】 保護者の同意を要する行為の全部又は一部。	【代理権追加の審判】 本人の財産上の法律行為（開始の審判により保護者が代理権を有する行為を除く。）。 【取り消すことができる行為の追加の審判】 本人の財産上の行為（開始の審判により取消可能となる行為及び日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）
関連する現行規定の適用の有無	制限行為能力者一般に関する規定は、保護者の同意を要する旨の審判がされたときに、引き続き適用される。被保佐人に関するその他の規定は、適用されない（その当否につき別途検討。）。	制限行為能力者一般に関する規定及び成年被後見人に関するその他の規定が、引き続き適用される。